

令和6年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)

R5年 11月 単価適用

東区土木部維持管理課

業務名：東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 東区内（西地区）
公園54箇所、街路樹58路線（位置図・数量調書参照）

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和6年3月15日より令和7年3月14日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。
- ・ 特記仕様書(東区)による。
- ・ 内訳書の表記について

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号 → 業務番号

・ 工事名 → 業務名

・ 工事区分 → 業務区分

・ 直接工事費 → 直接業務費

・ 純工事費 → 純業務費

・ 工事原価 → 業務原価

・ 工事価格 → 業務価格

・ 工事費計 → 業務委託料

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（東区）

令和6年度版

札幌市東区土木部

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（東区）

目次

1. 一 般	3
2. 管 理	5
3. 公 園	9
4. 街路樹	17
5. 巡 視	20
6. 様 式	22

1. 一 般

1. 施行上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施行現場における施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業に使用する車両には、見えやすい箇所に JV 名や業務名が記載された掲示板を設置すること。道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告し、使用数量を週報に記載し、業務完了時に精算を行うこと。
- (3) 支給品を保管場所から持ち出す際には、品名・数量・日付が分かるよう写真を撮影し各期の検査時に提出すること。

5. 使用する仕様書等

(1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。

- 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書
- 特記仕様書（東区）
- 札幌市土木工事共通仕様書（以下、札土仕とする）
- 札幌市土木工事標準設計図集（以下、札土標とする）
- 札幌市造園工事標準図（以下、札造標とする）

(2) 参考資料

- 伐木等作業用チェーンソー作業の安全ナビ-安衛則第36条第8号に掲げる業務特別教育用テキスト<伐木等作業用>（令和4年5月改訂林業・木材製造業労働災害防止協会）
- かかり木処理作業の安全（令和2年4月林業・木材製造業労働災害防止協会）
- 造園安全衛生管理の手引き（札幌市造園緑化建設業協議会）

2. 管 理

1. 安全管理

- (1) 業務着手後に特定共同企業体の構成員が参加し安全大会を実施すること。
- (2) 作業実施前に作業員全員でミーティングを開催し、作業手順や安全管理、作業員の健康状態、その他注意事項等を確認すること。その内容について、実施状況の写真及び確認内容を各期の検査時に提出すること。
- (3) 草刈や夏季剪定・冬季剪定等の作業に入る前には、作業員全員の参加による安全管理に関する研修・訓練等を実施すること。その内容について、実施状況の写真及び研修・訓練内容を各期の検査時に提出すること。
- (4) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (5) 道路上で作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (6) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (7) 高所作業を実施する場合は、墜落制止用器具を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (8) 剪定や伐採等の高所作業時に、剪定枝や伐採枝を下方に落とす場合は、周辺の状況を確認し安全が確認されてから実施すること。
- (9) 現場の状況等により、交通誘導警備員数に増減が生じた場合は双方で協議し、後日配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (10) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること、さらに、参考資料等を基に安全管理の教育を実施すること。
- (11) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。作業が困難な場合は保護カバー等を設置すること。
- (12) 作業現場における安全管理が適切に実施されているか安全パトロールを実施して確認すること。その結果について、担当職員に報告書を提出すること。改善事項がある場合はその内容も記載すること。(様式51)
- (13) 騒音を伴う作業を行う際は、周辺状況を考慮した開始時間とすること。
- (14) 上記の安全管理について、現場代理人・主任技術者が監督し、事故が発生しないよう安全に作業を実施すること。

2. 建設副産物の取扱い

建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理にあたっては、仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

（１）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

請負者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取合いながら下記手順によりマニフェストで確認し、最終処理完了後、担当職員に E 票（竣工時に間に合わない場合は D 票）の写しと計量伝票を提出すること。

（マニフェストの管理手順）

- ①排出事業者は、運搬車両ごと、廃棄物の処理ごとにマニフェスト（A、B1、B2、C1、C2、D、E 票）に必要事項を記入し、収集運搬業者に交付する。
- ②収集運搬業者は、廃棄物を受け取ったすべてのマニフェストに運転者氏名を記入し、A 票を排出事業者に戻す。
- ③収集運搬業者は、B1、B2、C1、C2、D、E 票を廃棄物とともに処理施設まで持参し、運搬終了日を記載して処理業者に渡す。
- ④処理業者は、B1、B2、C1、C2、D、E 票に必要事項を記入し、B1、B2 票を収集運搬業者に戻す。
- ⑤収集運搬業者は、B1 票を自ら保管し、運搬終了後 10 日以内に B2 票を排出事業者に戻送する。
- ⑥処理業者は、処分終了後 C1、C2、D、E 票に処分者氏名及び処分終了日を記載し、C1 票を保管すると共に、C2 票を処分終了後 10 日以内に収集運搬業者に戻送する。
- ⑦処理業者は、D 票を処分終了後 10 日以内に排出事業者に戻送する。
- ⑧処理業者は、委託を受けた廃棄物の処理残渣について廃棄物として他者に最終処分を委託する場合、当該廃棄物についての排出事業者としてマニフェスト（2 次マニフェスト A' ～E' 票）を交付する。
- ⑨処理業者は、委託した全ての廃棄物の最終処分が終了した報告（交付した 2 次マニフェストの E' 票の返送を受けた場合）を受けた場合、E 票に必要事項を記入する。
- ⑩処理業者は、2 次マニフェストの E' 票の受領の日から 10 日以内に E 票を排出事業者に戻送する。

※マニフェストは 5 年間保管すること。

（２）当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとする。なお、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。

- ①建設発生土の処理については、下記施設へ運搬捨土すること。

土質種別	碎石混じり土砂	粘性土
受入れ施設名等	山本処理場	担当職員と協議すること
受入れの所在地	厚別区厚別町山本 2464-1	担当職員と協議すること
受け入れ条件等	搬入時期については、担当職員と協議すること。	

②コンクリート塊の処理については、下記再生処理施設のいずれかへ搬出すること。

処理施設名及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌リサイクル骨材(株) 東)中沼町 45-26 ・小橋北豊(株) 南)川沿 18条1丁目3番 ・札幌環境資材センター(新日建設(株)) 手)曙 5条5丁目 110-18 ・(株)松原産業 白)川下 2111-3 ・野田工業(株) 中)盤溪 365
受入条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 搬入時期については、当施設と事前に協議すること。 2 コンクリート塊は、厚さ 60cm、長さ 1m以内に破碎したもの。

※ 上記再生処理施設のうち、積算上の処理施設に搬入できない場合、担当職員・請負者協議の上、設計変更により対応すること。

③アスファルト塊の処理については、下記再生処理施設へ搬出すること。

(処理施設へ廃材搬入申込書を提出のこと。)

処理施設名及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・東亜道路工業(株) 	東)東雁来 5条1丁目 1-75
受入条件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 搬入時期については、当施設と事前に協議すること。 2 堆積場への進入路は指定路線以外使用しないこと。 3 搬入時には、トラックスケールによる計量し伝票の交付を受けること。 4 搬入物には、土砂やゴミ、コンクリート塊、ヒーティング材等を混載して投棄しないようすること。 5 厚さが 15cm を超える場合、一辺が 30cm 内外の大きさまで破碎すること。 6 受入時間は、午前 8 時～午後 5 時 30 分とする。 	

④金属くずの処理については、下記の間業業者で処分すること。

処理施設名	処理施設の所在地	受入条件等
(株)鈴木商会 (金属くず)	西) 発寒 15 条 13 丁目 東) 東雁来町 262	付着物は除去しておくこと。
(協)公清企業 (混合廃棄物)	東) 中沼町 45-23	

- ⑤トラフ・柵等の清掃により発生したゴミ・落葉等の処理については、十分分別を実施した後、本市が指定する処理施設に運搬し処分すること。
 - ⑥刈草や落葉、剪定枝、伐採木については、特に担当職員に指定された場合を除き、本市が指定する処理施設に運搬し処分すること。
- (3) その他の建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理方法について、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。
 - (4) 草刈で発生した刈草や剪定枝、清掃Cで発生した落葉等を処分する際は、出来るだけゴミが混在しないように注意すること。
 - (5) 建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。
 - (6) 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと。（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）
 - (7) 巡回等により不法投棄物（自転車・家電製品・タイヤ・大型ゴミ・その他処理が困難なもの）を発見した場合は、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設を決定すること。

3. 公園

1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳（各地区）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 公園清掃

（1）作業区分は下記とする。

- ・清掃 A 拾い集め型清掃
- ・清掃 B 春 1 回目の清掃で、拾い集め及び掃き型清掃
- ・清掃 C 秋の落葉等の拾い集め及び掃き型清掃

（2）作業日は下記とする。（別紙スケジュールを参照）

- ・清掃 A（年 25 回） 4 月 22 日～10 月 7 日までの毎週月曜日
- ・清掃 A（年 13 回） 4 月 22 日～10 月 7 日までの隔週月曜日
- ・清掃 A（年 6 回） 4 月 22 日～10 月 7 日までの各月指定日
- ・清掃 B（年 1 回） 原則として 4 月 21 日まで
（雪解け状況により対応、担当職員と協議すること）
- ・清掃 C（年 2～3 回） 10 月 14 日～11 月 30 日まで
（落葉の状況により対応、担当職員と協議すること）

※作業日が祝日または荒天等により作業が困難な場合はその翌日とする。

3. 公園草刈

- （1）実施回数は公園維持管理台帳（各地区）を参考とすること。
- （2）実施時期は担当職員と協議すること。ただし、2 回目については小学校の夏休みが開始する前に完了させること。
- （3）機械にて草刈を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設を設置すること。また、小石・ゴミ等の飛散防止措置を必ず講じること。
- （4）樹木や株物、公園施設等を傷つけないよう手刈り等を実施すること。
- （5）町内会等の管理委託公園について、担当職員から清掃・草刈作業により発生した刈草等の回収指示があった場合は、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。

4. 生垣刈込

- （1）対象樹種・実施回数は下記とする。ただし、現場条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。

- ・年1回 ニオイヒバ、トウヒ、ムクゲ、ニレ、オンコ、ニシキギ等
 - ・年2回 上記以外の樹種
- (2) 実施時期は担当職員と協議すること。
- (3) 作業実施前にハチの巣の有無を確認すること。

5. 寄植刈込

- (1) 7月までに指定された回数を実施すること。
- (2) 枝の密生した個所は、中すかしを実施すること。ただし、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (3) 枝・幹が密植しすぎるもの及び古くなったものは、切り戻しを実施すること。

6. トラフ・柵清掃

- (1) 清掃後、蓋を確実に戻して段差等が無いよう確認すること。グレーチング蓋(トラフ)については、蓋同士が結束されているか確認すること。
- (2) 公園の巡視点検にて内部のゴミ・落葉等の堆積状況を確認し、担当職員に報告し清掃実施の指示を受けること。実施時期は担当職員が指示した期間内に実施すること。

7. 公園樹木剪定

- (1) 剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会して指示を受けること。
- (2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針 平成28年11月みどりの推進部編によるものとする。
- (3) 作業実施前にハチの巣の有無を確認すること。

8. 支柱管理

- (1) 支柱取付とは、樹木植栽に使用するものである。札造標に基づき作業すること。
- (2) 支柱補修とは、支柱を原形に復旧するものである。札造標に基づき作業すること。
- (3) 支柱結束とは、古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束をし直すものである。札造標に基づき作業すること。
- (4) 樹木の幹が成長してしゅろ縄がくい込んでいる場合は結束をし直すこと。ただし、支柱が不要と判断される場合は速やかに撤去すること。結束部の杉皮等も除去すること。

9. 石積補修

- 既存部分との接目の付着には十分注意すること。

10. 樹木施肥

- (1) 樹木肥料打ち込みについては、担当職員の指示によること。
- (2) 樹木施肥の施行方法は、輪肥又はつぼ肥とし、樹冠先端付近に深さ 20 cm 程度の溝又は穴を掘り、所定の肥料を敷き込み覆土すること。つぼ肥の場合の施肥穴数は、高木で 6 ヶ所、低木で 3 ヶ所を標準とする。

11. 樹木伐採

- (1) 枝葉のある時期に行なうもので、原則として地際で切断することとし、公園利用者の支障（躓き等）とならないよう処理すること。
- (2) チェンソーを使用し、後片付けを含む。
- (3) 伐採後の切株が腐朽により穴が開いている場合は、客土をして埋めること。

12. 樹木抜根

- (1) 主に枯木処理を行うもので、後片付けを含む。
- (2) 出来る限り根は取り除くようにし、抜根跡の穴は埋め戻して整地すること。

13. 花壇管理

- (1) 植込み時に十分なかん水を行なうこと。
- (2) 除草は抜き取り除草を基本とし、除草後は均し及び清掃を行なうこと。

14. 広場整正

- (1) 不陸均しを行い、赤土、石粉を入れ敷均し転圧をすること。
- (2) 耕運碎土整地は、広場及び植栽地盤造成等に使用すること。

15. 砂場管理

- (1) 砂場整正は全ての砂場において 5 月中旬までに実施する。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。掘り起しの深さは 20 cm とし、十分に攪拌させること。
- (2) 砂場清掃の際は、内部にゴミ・ガラスの破片・石・動物の糞等が混入していないか確認し除去すること。
- (3) 砂購入の前に砂補給量を調査し、担当職員へ報告・承諾を得て搬入量を決定すること。
- (4) 補給厚は担当職員の指示によること。
- (5) 補給量の確認ができる写真管理を行うこと。
- (6) 砂はコンクリート用洗い砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。

16. 遊具冬囲い設置・撤去

- (1) 設置は11月末から12月中旬までとする。撤去は4月中に終了させること。
ただし、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。
- (2) ブランコの座板は、ムシロやブルーシート等の緩衝材で梁部を養生した上で着座部をわら縄で固定すること。
- (3) シーソーの座板は、梁から取り外して地面に下ろした状態で支柱にわら縄で縛りつけること。なお支点部については、必要に応じてむしろ等により養生すること。座板固定式の場合は養生について、担当職員から指示を受けること。
- (4) 鉄棒は、使用禁止テープ・禁止札を巻きつけること。設置方法は、担当職員から指示を受けること。
- (5) ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等に固定し、わら縄等で縛りつけること。
- (6) チューブスライダーの入口は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- (7) 園名板の板面を外す場合は、動かないように公園内のフェンス等に縛り付けること。フェンスが無い場合は、保管場所を担当職員から指示を受けること。
- (8) 冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。
- (9) 公園に隣接する建物からの落雪等で公園利用者に危険な箇所がある場合は、担当職員と協議すること。
- (10) 遊具の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に遊具を使用して異常が無いかな簡易な点検を実施すること。問題が無い場合は冬囲いを撤去する。
- (11) 遊具に破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告し、使用禁止措置を実施すること。後程、状況写真を提出すること。
- (12) 遊具の冬囲い撤去の結果報告は、様式52により作業実施日毎に担当職員にメール若しくはFAXにて提出すること。報告書の記載方法については、担当職員に確認すること。

17. 水飲み台冬囲い設置・撤去

- (1) 設置は11月末から12月中旬までとする。撤去は4月中に終了させること。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。
- (2) 水飲み台の本体については、むしろもしくはブルーシートで囲いわら縄で固定すること。
- (3) 冬期間の水道の凍結防止のため、水落としは確実に実施し、写真で撮影すること。
水落とし箇所は散水栓を基本とし、発見できない場合には水道メーターで水落とし

をすること。

- (4) 冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いか、簡易な点検を実施すること。

18. (西地区・南地区) 防護ネット・マットの設置・撤去

- (1) 冬季間、スキー山からの滑り降り等で危険な箇所がある場合は、防護ネット等の設置・撤去を行うこと。
- (2) 設置は11月末から12月中旬までとする。撤去は4月中に終了させること。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、担当職員と協議すること。

19. カラスの巣撤去

- (1) 撤去は、高所作業となるため、墜落制止用器具やヘルメット等を着用し防護対策を怠らないこと。さらに、親鳥が威嚇・攻撃をしてくる場合も考えられるため周辺の安全確保にも注意すること。
- (2) 作業完了後、撤去状況及び撤去数等を書面にて担当職員に報告すること。
- (3) カラスの巣・卵の撤去及びヒナを捕獲する際は、捕獲許可書を得た者が実施すること。さらに、捕獲許可書及び腕章も携帯すること。

20. 遊水路巡視

- (1) 開設期間は 7月5日から8月18日まで、開放時間は10:00から16:00までとする。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、開設・閉鎖・巡視日程は必ず担当職員と協議すること。(別紙スケジュールを参照)
- (2) 開設期間中は、遊水路の清掃時以外で1日に午前・午後各1回以上の巡視点検を実施し、その点検結果を担当職員に報告すること(様式22-4)。
- (3) 遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、除去すること。
- (4) 施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。利用者がいる場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- (5) 水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。
- (6) 薬液注入ユニットがある公園においては、残留塩素濃度基準(0.4ppm~1.0ppm)を保つため、定期的に検査し塩素剤を補給すること。また残留塩素測定結果報告書(別紙)もしくはそれに準拠する報告書を担当職員へ提出すること。なお、使用する塩素は支給品とする。

21. 遊水路清掃

- (1) 開設期間の前後と開設期間中に週2回以上実施すること。(別紙スケジュールを参照のうえ、詳細は担当職員と協議すること)
- (2) 遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (3) 閉鎖の際には、遊水路の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。また、その状況の写真を撮影し、担当職員へ提出すること。

22. (東地区) 雁穂公園-遊水路監視・清掃

- (1) 開設期間は 7月5日から8月18日までとする。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、開設・閉鎖・巡視日程は必ず担当職員と協議すること。(別紙スケジュールを参照)
- (2) 開設時間は下記のスケジュールを目途に実施すること。

準備・清掃	9:00	～	10:00
開放時間	10:00	～	16:00
清掃・後片付け	16:00	～	17:00
- (3) 期間中、担当職員が指定する人数の作業員を配置し、利用者の指導及び整理を行うこと。
- (4) 遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (5) 利用人数を毎日記録してまとめたものを週報に添付し、担当職員へ提出すること。
- (6) 閉鎖の際には、遊水路の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。また、その状況の写真を撮影し、担当職員へ提出すること。

23. (東地区) 雁穂公園-遊水路監視用詰所について

- (1) 遊水路開設期間中は監視用詰所を設置し、清掃及び施錠を必ず実施すること。
- (2) 詰所は、良好に管理し、熱中症対策を行うこと。
- (3) 詰所には、応急処置に使用する用品(救急箱等)を備えること。
- (4) 詰所は、担当職員の指示する場所に設置すること。
- (5) 詰所の大きさは、2.3*3.0m程度とする。
- (6) 上記について変更が必要な場合は監督員と協議すること。

24. (北地区) 噴水巡視

- (1) 開設期間は 7月日から8月18日まで、開放時間は10:00から16:00までとする。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、開設・閉鎖は必ず担当職員と協議すること（別紙スケジュールを参照）。
- (2) 開設期間中は、2回／週以上の巡視点検を実施し、その点検結果を担当職員に報告すること（様式22-4）。
- (3) 噴水内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、除去すること。
- (4) 施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。利用者がいる場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- (5) 水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。

25. (北地区) 噴水清掃

- (1) 開設期間の前後と開設期間中に月2回以上実施すること。（別紙スケジュールを参照のうえ、詳細は担当職員と協議すること）
- (2) 噴水内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (3) 閉鎖の際には、噴水の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。また、その状況の写真を撮影し、担当職員へ提出すること。

26. 照明灯修繕

- (1) 仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- (2) 架空配線で10A以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力(株)の支給品となるので注意すること。

27. テニスコートネット設置撤去

- (1) 開放期間は 4月下旬から11月中～下旬頃までとする。ただし、気象条件等により変更する場合があるので、実施日については必ず担当職員と協議すること。
- (2) 開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備すること。

28. (西地区) 北33条緑地-手摺養生

- (1) 積雪により手摺が破損するのを防ぐため撤去すること。保管場所は担当職員

の指示を受けること。

- (2) 撤去は11月末から12月中旬までに行うこと。設置は4月中に実施すること。
- (3) 撤去後、支柱の位置がわかるようスノーポール等で目印をつけ、危険のないよう養生すること。

29. (北地区) 栄西公園-テニスコート施錠

- (1) 開放期間は 4月27日から11月2日までの190日間とする。
- (2) 作業内容は下記とし、その作業結果を担当職員に報告すること(様式22-4)
 - ・午前7:00 テニスコート入口の鍵を開け、テニスコート内を点検する。
 - ・午後7:00 テニスコート内を点検し、テニスコート入口の鍵を施錠する。

30. (北地区) 丘珠緑地-駐車場ゲート管理

- (1) 駐車場ゲートの開放期間は 4月下旬から11月上旬までとし、冬期間は閉鎖すること。ただし、気象条件等により変更する場合がありますので、オープン・クローズの実施日については必ず担当職員と協議すること。
- (2) 当緑地は河川の遊水地であることから、荒天・警報発令時には利用不可とするため、駐車場ゲートを閉鎖すること。また、天候が回復し、緑地内の清掃が完了して利用可能となり次第、駐車場ゲートを開放すること。その作業結果を担当職員に報告すること。なお、冠水状況により簡易トイレが使用不可となる可能性があることから、状態を確認して担当職員に報告すること。

31. (東地区・北地区) パークゴルフ場管理

- (1) 開放期間は 5月上旬から11月上旬までとする。ただし、気象条件等により変更する場合がありますので、オープン・クローズの実施日については必ず担当職員と協議すること。日程が確定したら掲示板に案内看板を設置すること。
- (2) 作業内容は下記とし、その作業結果を担当職員に報告すること(様式22-4)
 - ・オープン 案内看板・注意看板・防球ネット・OB杭・ホールカップ・フラッグ等を設置し、バンカーの整正を実施すること。
 - ・クローズ 案内看板を設置し、防球ネット・フラッグを取り外し、ホールカップに蓋をすること。

32. (北地区) 落葉ヤード(ひのまる公園・栄南緑地・農業支援センター)

- (1) 落葉ヤード内及び周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- (2) 落葉ヤードへ搬入する際は、上記ゴミ等の混入が無いように注意すること。
- (3) 落葉の収集及び搬入時期、搬入する落ち葉ヤードの箇所については、担当職

員の指示によること。

- (4) 落葉切返しの実施回数及び実施時期は、4月、6月、8月、10月の計4回とする。

33. (東地区) 農業支援センター落葉ヤード管理

- (1) 農業支援センター内に設ける落葉ヤードにおいて、ホイールローダを用い落ち葉のかき寄せを行うこと。
- (2) 実施時期については、担当職員の指示によること。

4. 街路樹

1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳（各地区）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 植樹樹、緑地帯清掃

- (1) 作業区分は下記を基準とする。
 - ・清掃 B 春 1 回目の清掃で、拾い集め及び掃き型清掃
 - ・清掃 C 通常の清掃で、拾い集め及び掃き型清掃
- (2) 作業時期は下記を基準とする。
 - ・清掃 B 年 1 回（4 月）
 - ・清掃 C 年 2 回（6 月、9 月）

3. 街路樹剪定

- (1) 剪定対象樹種は下記とする。ただし、その他の樹種については、担当職員と協議して実施すること。
年 1 回 ニセアカシア、ネグンドカエデ、ポプラ類、プラタナス、シンジュ、アオダモ、ギンヨウカエデ等
- (2) 担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針 平成 28 年 11 月みどりの推進部編によるものとする。
- (3) 剪定実施にあたっては、作業内容及び注意事項、保安施設設置予定図面、作業工程表を作成し、担当職員に提出すること。作業予定に大きな変更がある場合は担当職員に報告すること。
- (4) 剪定の樹形は、見本切りを実施し、担当職員と立会して指示を受けること。剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。
- (5) 剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、
- (6) 作業実施前にハチの巣の有無を確認すること。
- (7) 植樹樹・緑地帯に植え込まれている花苗等に考慮し作業を実施すること。

4. ヤゴ取り

- (1) 年 2 回とする。ただし、現場条件等により変更する場合があるので、実施回数・実施時期は担当職員と協議すること。
- (2) 剪定鋏等により、根元から除去し、切り口は手で触れても危なくないように

すること。

- (3) 対象樹種はニセアカシア、ネグンドカエデ、ポプラ類とする。ただし、その他の樹種については、道路・歩道の通行等に支障となる場合は、担当職員と協議して実施すること。

5. 寄植刈込

- (1) 7月までに指定された回数を実施すること。
- (2) 枝の密生した個所は、中すかしを実施すること。ただし、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (3) 枝・幹が密植しすぎるもの及び古くなったものは、切り戻しを実施すること。

6. 支柱管理

- (1) 支柱取付とは、樹木植栽に使用するものである。札造標に基づき作業すること。
- (2) 支柱補修とは、支柱を原形に復旧するものである。札造標に基づき作業すること。
- (3) 支柱結束とは、古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束をし直すものである。札造標に基づき作業すること。
- (4) 樹木の幹が成長してしゅろ縄がくい込んでいる場合は結束をし直すこと。ただし、支柱が不要と判断される場合は速やかに撤去すること。結束部の杉皮等も除去すること。

7. フジ剪定

- (1) 年1回落葉後に実施すること。
- (2) 棚の形等を考慮しながら剪定を行い、ヤゴ・胴ブキ等は根元から除去し、枝の誘引や結束が必要な場合はしゅろ縄で結ぶこと

8. フジ花殻取り

開花終了後、すぐに鉢等により芽を2~3芽残して除去すること。

9. 植樹柵・緑地帯草刈

- (1) 実施回数は年2回を基準とする。
- (2) 実施時期は6月に1回、9月に1回を基準とする。
- (3) 機械にて草刈を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設を設置すること。また、小石・ゴミ等の飛散防止措置を必ず講じること。
- (4) 樹木や株物、公園施設等を傷つけないよう手刈り等を実施すること。
- (5) 植樹柵・緑地帯に植え込まれている花苗等に考慮し作業を実施すること。

10. 人力除草

- (1) 土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取ること。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は清掃を行うこと。
- (2) 実施回数は年2回を基準とする。実施時期は6、9月を基準とする。

11. 植樹帯すき取り

すき取りは、担当職員の指示による。

12. 樹木補植

- (1) 樹木植栽は札造標に基づき作業すること。
- (2) 植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。
- (3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

13. 柵花壇用花苗配布

- (1) 町内会等に、指定された花苗数を指定日に、指定場所に配達すること。詳細は、担当職員から別途指示を受けること。
- (2) 配達した際には、配達した花苗の写真撮影し、受取人の確認印またはサインをもらい、納品伝票とあわせて担当職員に提出すること。
- (3) 花苗の種類は、アゲラタム・アリッサム・インパチェンス・キンギョソウ・ケイトウ・サルビア・ペゴニア・ペチュニア・マリーゴールドとする。
- (4) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、φ9cm ポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

5. 巡 視 等

1. 巡視点検一般

- (1) 緊急性のあるもの（施設の破損や利用者に危険を及ぼすもの）を発見した場合は、直ちに応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。
- (2) 点検結果については、異常の有無にかかわらず、別紙様式により担当職員に提出すること。
- (3) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (4) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。公園名もしくは路線名、巡視点検実施日が確認できるよう撮影すること。
 - ・公園施設巡視点検
異常箇所及び危険箇所がある場合は全公園、該当箇所
ない場合は5公園毎に1箇所、園名板もしくは公園全景
 - ・街路巡視点検
異常箇所及び危険箇所がある場合は全路線、該当箇所（ただし、路線全体で異常がある場合は代表箇所とする。）
ない場合は5路線毎に1箇所、路線全景
- (5) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検項目を意識し、公園及び街路のチェックを実施すること。

2. 公園施設巡視点検

- (1) 全公園を対象に順次点検を実施すること。実施時期は下記とする。
 - ・融雪期間（昼間） 3月（年1回以上；15日～31日まで）
 - ・冬期間（昼間） 4月（GW前まで）・12月・1月 or 2月・3月に1回（年4回；3月は1日～14日まで）
 - ・夏期間（昼間） 6月・7月・8月に1回/月（年3回）
- (2) 公園施設巡視点検の結果報告は、様式41により担当職員に速やかに報告すること。さらに、公園毎にチェックリスト（様式42・様式43）を作成し、別途担当職員から指示があった場合は提出すること。
- (3) 冬期間（昼間）は、公園内の積雪状況（特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿）や積雪による公園施設の被害状況等を確認すること。

3. 街路巡視点検

- (1) 全路線を対象に順次点検を実施すること。実施時期は下記とする。
 - ・年13回（4～2月は1回／月、3月は2回／月）
 - ※3月は1日～14日までに1回、15日～31日までに1回とする。
- (2) 街路巡視を実施する際は2名以上で実施すること。
- (3) 街路巡視点検の結果報告は、様式44により担当職員に速やかに報告すること。さらに、路線毎にチェックリスト（様式45）を作成し、別途担当職員から指示があった場合は提出すること。
- (4) （南地区） 伏古・拓北通中央分離帯(パープルロード)の徒歩巡視を実施し、その巡視結果を担当職員に報告すること。実施回数は下記とする。
 - ・年2回（6月、8月）

4. 石標調査

指定された公園について、石標の有無を調査すること。また石標調査報告書（別紙）もしくはそれに準拠する報告書を電子データと合わせて、11月末日までに担当職員へ提出すること。

6. 様式

- ・ 様式 4 1 公園パトロール報告書
- ・ 様式 4 2 公園パトロールチェックリスト（夏期間）
- ・ 様式 4 3 公園パトロールチェックリスト（冬期間）
- ・ 様式 4 4 街路パトロール報告書
- ・ 様式 4 5 街路パトロールチェックリスト
- ・ 様式 5 1 安全パトロール点検表
- ・ 様式 5 2 公園遊具冬囲い報告書
- ・ 石標調査報告書
- ・ 残留塩素測定結果報告書

公園パトロール報告書

様式41

提出日

現場代理人

印

業務主任

印

業務名	東区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区
実施日		回目
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間
		定期・臨時

No.	公園名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

公園パトロールチェックリスト(夏期間)

様式42

公園名

現場代理人

実施日

業務主任

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	投棄物	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか	
	利用マナー	ホームレス・私的所有物の放置・不法占用がないか 利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか ゴミステーション・不法駐車(車・バイク)が公園内にないか	
園路・広場	園路 階段	舗装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか 階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか デッキ・枕木の腐食はないか 踏面・床面に不陸や水たまりはないか	
	広場 グラウンド	広場に不陸や水たまりはないか グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか 築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか	
植栽	樹木 生垣	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか 腐食による危険木はないか 通行(園路・道路)に支障となる枝はないか 照明灯・看板にかかっている枝はないか 民地に越境している枝はないか 公園の見通しを悪くしている中低木・生垣・ヤゴ・胴吹きはないか	
	その他	カラス・ハチの巣はないか 害虫の発生はないか 不要または破損している支柱はないか 芝が枯れていないか	
公園施設	全般	施設本体の破損はないか 腐食・腐朽による破損の危険性はないか 施設本体の突起・ささくれ・欠け・傾きはないか ボルト等の部材の欠損はないか 基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか 個人名を特定できるような落書きはないか	
	遊戯施設	遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか 可動時に異音は生じていないか 砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか	
	休憩施設	ゴミは散乱していないか	
	管理施設	照明灯の不点・つきっぱなしはないか 点検口カバーの腐食はないか 看板の文字は読むことができるか ラミネートの看板の更新は必要ないか	
	給水設備	施設本体の破損・欠損はないか 桧・散水ボックスに土砂等が堆積していないか 漏水はしていないか	
	排水設備	側溝・トラフ・桧に泥・砂・落葉等が堆積していないか 施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキがないか 勾配がきちんととれているか	

公園パトロールチェックリスト(冬期間)

様式43

公園名

現場代理人

実施日

業務主任

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	全般	重機で雪入れをしていないか	
		遊具やフェンスの破損の可能性はないか	
		子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか	
		隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか	
植栽	樹木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無いか	
公園施設	全般	施設本体の破損はないか	
	遊具	冬囲いの破損・外れはないか	
		チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか	
		遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
		支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか	
	四阿	屋根に1m以上の積雪は生じていないか	
		雪庇やつらは生じていないか	
		四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
照明灯	照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか		
	照明灯のケーブルに触れることが出来るか		

街路パトロール報告書

様式44

提出日

現場代理人

印

業務名	東区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区
実施日		回目
巡視項目	夏期間・冬期間	昼間・夜間
		定期・臨時

業務主任

印

No.	路線名	異常の有無	状況・内容	対応の内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
(現場代理人からの連絡事項)			(業務主任からの連絡事項)		

街路パトロールチェックリスト

様式45

路線名

現場代理人

実施日

業務主任

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
街路全体	全般	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか	
		ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか 草刈の必要はないか	
植栽	高木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		腐食による危険木はないか	
		道路側に傾倒していないか	
		通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか	
		歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか	
植栽	低木 草花	ヤゴ・胴吹きが繁茂しているものはないか	
		信号・標識・街灯にかかっている枝はないか	
		民地に越境している枝はないか	
		見通しが悪いものはないか	
		不要または破損している支柱はないか	
植栽	切株	支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか	
		歩道・車道にはみ出しているものはないか	
		見通しが悪いものはないか	
		切株による転倒の危険性はないか	
植栽	その他	切株の中心部が腐食して穴があいていないか	
		カラス・ハチの巣はないか	
		害虫の発生はないか	
		根上がりによる転倒の危険性はないか	
植樹柵	全般	植樹柵の仕切石にズレ・ガタツキはないか	
		補植可能な空柵はないか	
		舗装からひこばえが出ていないか	
		街路樹以外の実生(ニセアカシア、シンジュなど)が生えていないか	

東区公園及び街路樹等総合維持管理業務 安全パトロール点検表

提出日：令和 年 月 日

実施日：令和 年 月 日
業者名：
点検者： 印

地区名	地区	第 期
施工業者名		
施工箇所	作業内容	

評価項目	評価内容	確認項目	指摘		指摘内容
			無	有	
1.施工体制全般	<input type="checkbox"/> 作業ミーティング・KY活動の実施について				
	<input type="checkbox"/> 使用車両・使用機械の作業前点検について				
	<input type="checkbox"/> 作業範囲の確認について（危険物の有無、歩行者・車両の通行量など）				
	<input type="checkbox"/> 使用車両の業務名・受託業者名の掲示について				
	<input type="checkbox"/> 使用車両の道路使用許可証の掲示について				
	<input type="checkbox"/> 作業員の服装・保護具の着用について				
該当しない <input type="checkbox"/>					
2.標識類の設置状況	<input type="checkbox"/> 作業範囲周辺の看板・保安施設の設置場所について				
	<input type="checkbox"/> 使用車両の停車位置・保安施設の設置場所について				
	<input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置位置・誘導作業について（車両誘導）				
	<input type="checkbox"/> 作業員の配置位置・誘導作業について（歩行者・公園利用者誘導）				
	<input type="checkbox"/> 車両・歩行者の通行幅の確保について				
該当しない <input type="checkbox"/>					
3.現場の整理整頓	<input type="checkbox"/> 使用機械・資材の整理整頓について				
	<input type="checkbox"/> 現場発生品（ゴミ・剪定枝・伐採木・刈草など）の整理整頓について				
	<input type="checkbox"/> 作業完了後の後片付けについて（作業範囲周辺を含む）				
	<input type="checkbox"/> 現場発生品の回収が翌日になる場合の整理整頓について				
該当しない <input type="checkbox"/>					
4.安全措置一般	<input type="checkbox"/> 高所作業時における作業員の落下防止措置について				
	<input type="checkbox"/> 草刈時における飛散防止措置について				
	<input type="checkbox"/> 公園施設・樹木の周辺の手刈りの実施について				
	<input type="checkbox"/> 刈草の飛散について				
	<input type="checkbox"/> ブローワー使用時における周辺状況について				
	<input type="checkbox"/> チェンソー使用時におけるノコ屑の飛散について				
	<input type="checkbox"/> 高所作業時における落下物対策について				
	<input type="checkbox"/> アウトリガーの展開及び接地面の養生について				
	<input type="checkbox"/> 建設車両の作業範囲内の安全管理について				
	<input type="checkbox"/> 車両の移動時の誘導について				
	<input type="checkbox"/> 車両を離れる際のキーの管理について				
	該当しない <input type="checkbox"/>				
計					

指摘内容 に対する 改善事項	・
	・
	・

総評 (優良事項があれば 内容を記入)	
---------------------------	--

公園遊具冬囲い報告書

提出日

業務名	東区公園及び街路樹等総合維持管理業務		地区
実施日			回目
作業内容	遊具冬囲い	昼間・夜間	定期・臨時

現場代理人

印

業務主任

印

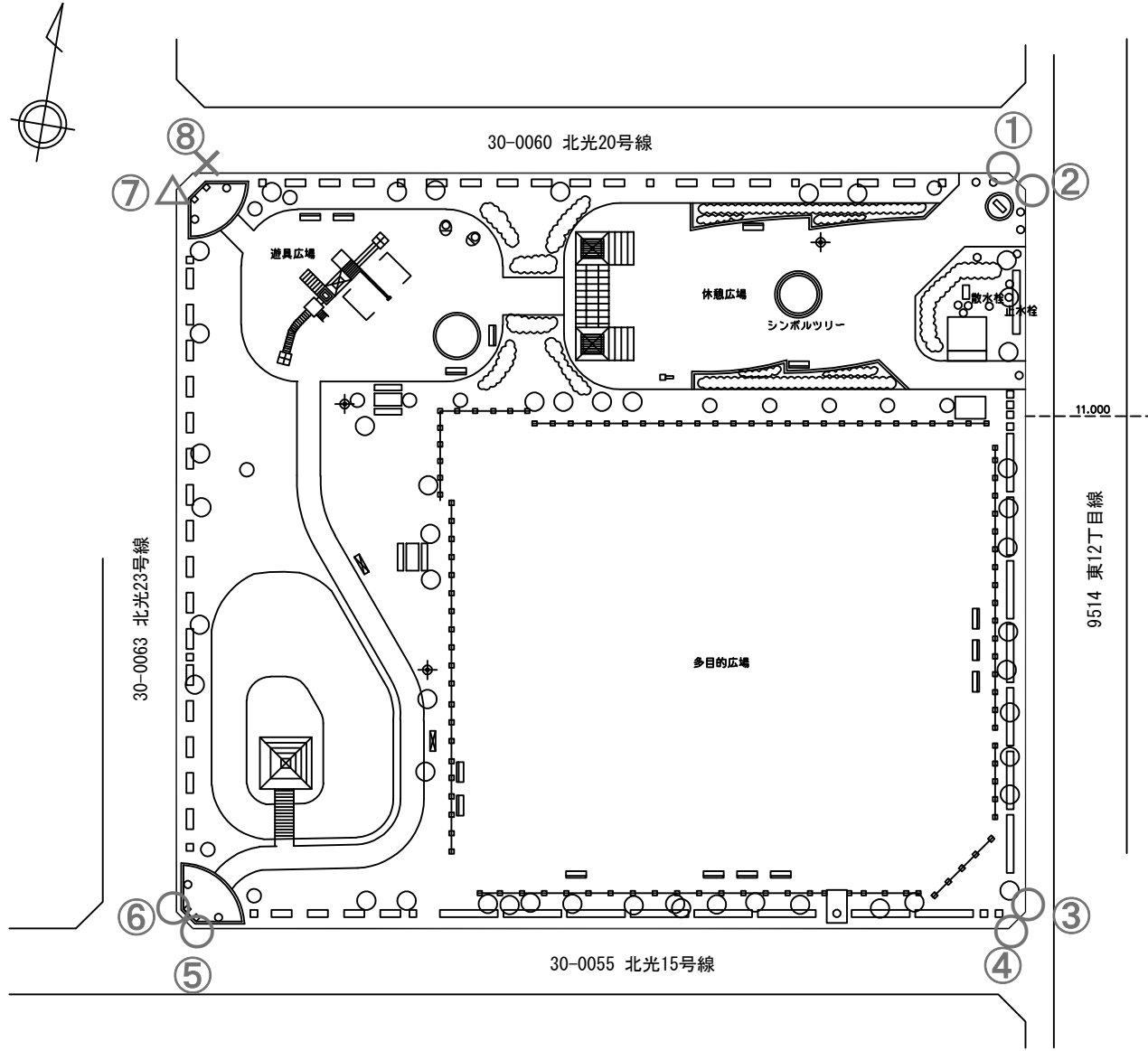
遊具使用の安全確認を実施し、問題が無い場合は冬囲いを撤去する(実施日を記載)
 破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告すること。
 「破損or異常、確認日」を記載、状況写真も添付すること。
 積雪で確認できない場合は、「△、点検日」を記載、点検予定日を次回に修正すること。
 その他遊具は遊具名も記載すること。書ききれない場合は連絡事項に記載すること。
 報告書は作業実施日毎に担当職員にメールorFAXで提出すること(印鑑は不要)

No.	公園名	鉄棒	ブランコ	シーソー	その他	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

(現場代理人からの連絡事項)

(業務主任からの連絡事項)

石標調査報告書



凡 例	
○	汚水 枡
□	雨水 枡

記載例

	コンクリート擁壁 (直)
	ブロック (傾)
	ブロック (直)
	ブロック塀
	板 塀
	生 垣
	金 網 柵
	鉄 柵
	投 光 器
	照 明 灯
	北 電 柱
	電 話 柱
	街 路 灯
	消 火 栓

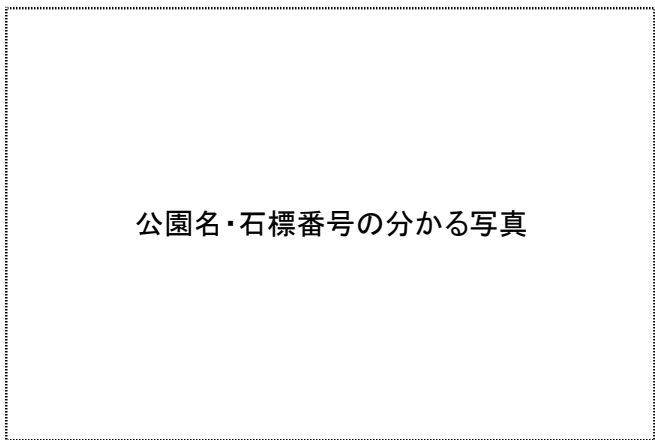
記載事項

石標番号
調査結果内容
有：○
無：×
破損等上記以外：△

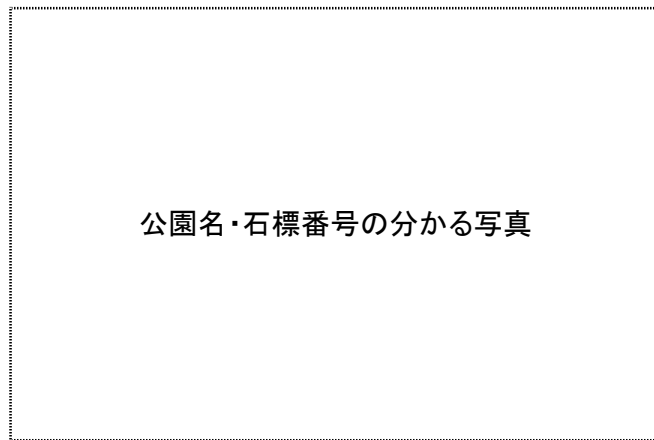
整理番号	東街 7
------	------

平成 25 年 12 月 20 日	
公園名	明園公園
土地の所在	北 2 1 条 東 1 0 丁目
現況図番号	07-10 縮尺 1:450
作成者	札幌市みどりの推進部みどりの管理課
所管課所名	札幌市みどりの推進部みどりの管理課

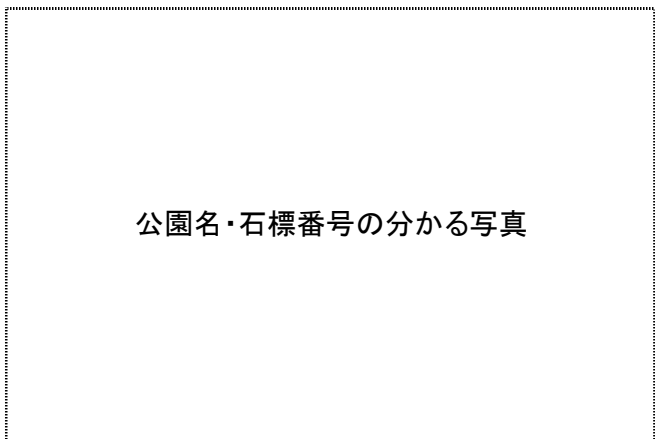
1



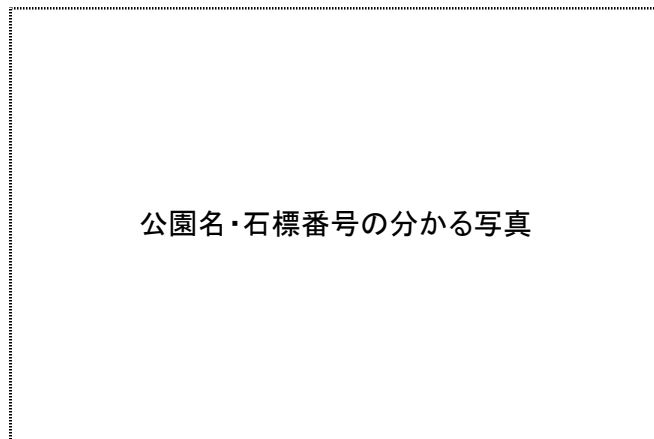
2



3



4



撮影日

整理番号

公園名

R6 公園清掃スケジュール

4

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
14	15	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10


日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

 清掃A(年25回)

4/22(月)～10/7(月)まで毎週月曜日

 清掃A(年13回)


4/22(月)～10/7(月)まで隔週月曜日

 清掃A(年6回)

4/22(月)～10/7(月)まで各月指定日

 清掃B(春1回)

4/19(金)GW前まで

 清掃C(秋2～3回)

10/14～11月末までの隔週月曜日(状況に応じて回数及び実施日を変更)

R6 遊水路清掃・巡視スケジュール

7

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	⑤	6
7	⑧	9	10	11	⑫	13
14	15	⑮	17	18	⑲	20
21	⑳	23	24	25	㉔	27
28	㉑	30	31			

8

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3
4	⑤	6	7	8	⑨	10
11	⑫	13	14	15	⑮	17
18	⑲	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開設期間 45日間 7/5～8/18 10時～16時

○ 遊水路清掃 14回 開設期間前後・期間中の週2回+8/19の閉鎖作業

■ 遊水路巡視 32日 清掃日以外毎日・2回

噴水設備保守点検 1回 開設前(その他必要に応じて)

R6 噴水清掃・巡視スケジュール

7

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	⑤	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	⑲	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8

日	月	火	水	木	金	土
				1	②	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	⑲	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開設期間 45日間 7/5～8/18 10時～16時

○ 噴水清掃 4回 開設期間前後・期間中+8/19の閉鎖作業

■ 噴水巡視 9日 月・金曜日(清掃がある週は月曜日のみだが、開設前後は上記参照)

噴水設備保守点検 1回 開設前(その他必要に応じて)

東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計	
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式				
		樹木管理	1式				
		施設管理	1式				
		歩道美化	1式				
		鳥獣対応	1式				
		安全費	1式				
		小計	1式				
	地区特有作業	樹木管理	1式				
		施設管理	1式				
		廃棄物処理	1式				
		小計	1式				
	合計			1式			
	共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
		合計		1式			
純業務費			1式				
現場管理費			1式				
業務原価			1式				
一般管理費			1式				
業務価格			1式				
消費税等相当額			1式				
業務委託料			1式				

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理			式	1		
標準作業			式	1		
清掃・草刈			式	1		
清掃			式	1		
草刈			式	1		内-1号
樹木管理			式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤			式	1		内-3号
低木等管理			式	1		内-4号
高木剪定			式	1		内-5号
伐採			式	1		内-6号
抜根			式	1		内-7号
樹木冬囲い			式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理			式	1		
砂場・広場等			式	1		内-9号
照明灯			式	1		内-10号
巡視点検			式	1		内-11号
施設冬囲い			式	1		内-12号
鳥獣対応			式	1		
カラス・ハチ			式	1		内-13号
区特有作業			式	1		
樹木管理			式	1		
樹木植栽			式	1		内-14号
施設管理			式	1		
遊水路管理			式	1		内-15号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
	砂場・広場等		式	1		内-16号
	その他管理		式	1		内-17号
	廃棄物処理		式	1		
	廃棄物処理費		式	1		内-18号
	直接工事費		式	1		
	共通仮設費		式	1		
	共通仮設費（率計上）		式	1		
	純工事費		式	1		
	現場管理費		式	1		
	工事原価		式	1		
	一般管理費等		式	1		
	工事価格		式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
清掃 A	拾い集め型	1000m2	1,360		単一 1号	
清掃 B	春1回目；拾い+掃き	1000m2	150		単一 2号	
清掃 C	秋清掃；拾い+掃き	1000m2	310		単一 3号	
桧清掃（人力清掃工）	有蓋 25cm以上	箇所	1			
U型側溝除芥清掃		m	1		単一 4号	
ゴミ袋回収	40L；運搬距離12km以下	袋	1,100		単一 5号	
ゴミ袋回収	10L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 6号	
放置ゴミ回収	家電・自転車・タイヤなど	回	3		単一 7号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	50		単一 10号
樹木下枝取り		本	185		単一 11号
薬剤散布B	セルコートアグリ4kg、シーテン100ml使用 購入品	L	1		単一 12号
薬剤散布C	施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 13号
薬剤カプセル打込みD	公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	10		単一 14号
支柱取付B-1	二脚鳥居支柱A；支給品	組	1		単一 15号
丸太支柱	支柱取付B-2 二脚鳥居支柱A；購入品	組	1		単一 16号
丸太支柱	支柱取付K-2 八ッ掛(丸太)支柱A；購入品	組	1		単一 17号
支柱取付M-2	中木添柱形(1本形・竹) 高100cm上；購入品50本以上 (標準) 無 無	組	1		単一 18号
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A；片付含む	組	50		単一 19号
支柱撤去K	八ッ掛(丸太)支柱A；片付含む	組	1		単一 20号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込B	60≦H<120cm；片付含む	10m	490		単一 21号
寄植刈込A	H<120cm；片付含む	10m2	0. 5		単一 22号
寄植刈込B	120≦H<200cm；片付含む	10m2	0. 1		単一 23号
寄植刈込C	200cm≦H；片付含む	10m2	0. 1		単一 24号
藤棚剪定		m2	0. 5		単一 25号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A	30<C≤60cm；人力；片付含む	本	2		単一 26号
公園樹木剪定B	60<C≤90cm；人力；片付含む	本	3		単一 27号
公園樹木剪定C	90<C≤105cm；人力；片付含む	本	3		単一 28号
公園樹木剪定D	105<C≤120cm；人力；片付含む	本	6		単一 29号
公園樹木剪定E	120<C≤150cm；人力；片付含む	本	10		単一 30号
公園樹木剪定F	8. 0<H≤12. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	15		単一 31号
公園樹木剪定G	12. 0<H≤18. 5m；高所作業車使用；片付含む	本	15		単一 32号
公園樹木剪定H	18. 5<H≤23. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	5		単一 33号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
伐採A	15≦C<20cm	本	1			単一 34号
伐採B	20≦C<30cm	本	1			単一 35号
伐採C	30≦C<40cm	本	1			単一 36号
伐採D	40≦C<60cm	本	2			単一 37号
伐採E	60≦C<80cm	本	2			単一 38号
伐採F	80≦C<100cm	本	3			単一 39号
伐採G	100≦C<120cm	本	3			単一 40号
伐採H	120≦C<150	本	3			単一 41号
伐採I	150cm≦C	本	1			単一 42号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根	名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
		抜根 A	C<30cm	本	1		単一 43号
		抜根 B	30≦C<60cm	本	1		単一 44号
		抜根 C	60≦C<90cm	本	1		単一 45号
		抜根 D	90≦C<120cm	本	1		単一 46号
		抜根 E	120≦C<150cm	本	1		単一 47号
		抜根 F	150cm≦C	本	1		単一 48号
		合 計					

単価適用年月
歩掛適用年月
労務調整-超過-規制

2023.11
2023.11
1.000-00000002000

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 49号
樹木冬囲い撤去C	低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 50号
樹木冬囲い設置D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 51号
樹木冬囲い撤去D	低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 52号
樹木冬囲い設置E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 53号
樹木冬囲い撤去E	低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 54号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場整正	異物除去；砂起こしt=200	m2	830		単一 55号
砂場砂撤去		m3	3		単一 56号
砂場砂補充	購入品	m3	5		単一 57号
グラウンド土補充	砂	m3	1		単一 58号
グラウンド土補充	黒土	m3	1		単一 59号
グラウンド土補充	赤土	m3	1		単一 60号
ダスト舗装		m2	1		単一 61号
水飲み台蛇口交換	支給品	箇所	3		単一 62号
石積天端，端面仕上げ	石積補修A	m2	1		単一 63号
テニスコートネット設置・撤去		面	1		単一 64号
張芝工	芝串なし	m2	1		単一 65号
張芝工	芝串あり	m2	1		単一 66号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
除草B	花壇草取(普通)	100m2	17		単一 67号	
灌水	1800L級車；水道料金含む	1000L	0.1		単一 68号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023.11 2023.11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
メタルハライドランプ取替 B	200W 拡散型(MF)	個	1			単一 69号
メタルハライドランプ取替 C	300W 拡散型(MF)	個	1			単一 70号
メタルハライドランプ取替 D	400W 拡散型(MF)	個	1			単一 71号
ナトリウムランプ取替C	NH180W	個	1			単一 72号
水銀灯用安定器取替B	HF200W ; 高力率100V	個	1			単一 73号
水銀灯用安定器取替C	HF300W ; 高力率100V	個	1			単一 74号
水銀灯用安定器取替F	HF200W ; 高力率200V	個	1			単一 75号
水銀灯用安定器取替G	HF300W ; 高力率200V	個	1			単一 76号
ナトリウム灯用安定器取替 C	NH180W ; 高力率200V	個	1			単一 77号
自動点滅器取替C	200V光電式 ; リード線型 ; 3A	個	1			単一 78号
安全ブレーカー取替	110V/220V2P2E20A	個	1			単一 79号
カラーポールカバー取替	段付 ; 塩ビ被覆	個	1			単一 80号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
ポール内ボックス取替	(接続電線5. 5mm2の場合) ; MCB 2P送り端子台付 SB-50 2L相当	個	1		単一 81号	
引込用ビニル絶縁電線	DV2. 6mm ; 2心平形	m	1		単一 82号	
引込線 (DV) 架空配線	仕上外径 15mm以下 新設	径間	1		単一 83号	
不点調査		箇所	1		単一 84号	
LED灯具設置及び既設灯具 撤去	平行水平面照度1Lx 範囲15m以上光束2760lm以上、 適合ポール89. 1φ	箇所	1		単一 85号	
LEDライトバルブ交換	HF200W級	箇所	1		単一 86号	
LED照明灯設置 (既存照明 灯撤去含む)	既設基礎再利用 平均水平面照度1xL範囲15m以上光 束2760lm以上 適合ポール89. 1φ	基	1		単一 87号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い		単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000	
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲い設置C	身障者用；むしろ2枚；閉栓	基	53		単一 89号
水飲み台冬囲い撤去C	身障者用；むしろ2枚；開栓	基	53		単一 90号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置	養生材支給品（縄材除く）	基	70		単一 91号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去		基	70		単一 92号
遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去	支給品	基	38		単一 93号
スノーポール	設置；支給品；再利用	本	50		単一 94号
スノーポール	撤去；支給品；再利用	本	50		単一 95号
人力除雪工		m3	300		単一 96号
手摺養生	設置撤去（北33条緑地）	カ所	16		単一 97号
防護マット	設置撤去（北栄公園・大学村の森緑地）	カ所	2		単一 98号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	5		単- 99号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 100号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 101号
カラスの巣撤去D	高所作業車22～23m級使用、計画撤去	箇所	1		単- 102号
ハチの巣撤去		箇所	1		単- 103号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	遊水路管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
遊水路巡視点検B	2回/日；北光緑地	日	32		単- 105号
遊水路清掃B	北光緑地	回	14		単- 106号
噴水施設保守点検	大規模	カ所	1		単- 107号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	砂場・広場等	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
簡易看板設置A	木杭1本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 看板支給	基	1		単一 108号
簡易看板設置B	木杭2本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 看板支給	基	1		単一 109号
簡易看板設置C	木杭1本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 木杭・看板支給	基	20		単一 110号
簡易看板設置D	木杭2本(L=1.2~1.8m, 末口6cm程度) ; 木杭・看板支給	基	1		単一 111号
赤土敷均しA 仕上げ厚15cm m人力		m2	1		単一 112号
振動ローラ運転（ダスト舗装）	搭乗式コンパクト型3~4t	日	1		単一 113号
元地盤耕起	元地盤耕起A 砂・砂質土（広場整正D）	m2	1		単一 114号
元地盤耕起	元地盤耕起B 礫質土・粘性土	m2	1		単一 115号
土砂等運搬	小規模 トラック山積0.28m3（平積0.2m3） 土砂（岩塊・玉石混り土含む） 有り 12.0km以下	m3	1		
客土B	現場制約有 締固め無 小運搬20m以下 材料費（黒土）含む	m3	3		単一 116号
赤土客土		m3	3		単一 117号
簡易水洗式トイレ（公園街路樹編No.411）	リース代 洋式便所 10日以内（1回） 清掃1回含む（汲み取り含まず）	棟・回	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 17号内訳書	その他管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
高所作業車運転費	12m級	日	15		単- 118号
高所作業車運転費	18～18.5m級	日	3		単- 119号
高所作業車運転費	22～23m級	日	3		単- 120号
U字側溝蓋		m	0.5		単- 121号
石標調査		公園	54		単- 122号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月	2023. 11	歩掛適用年月	2023. 11	労務調整-超過-規制	1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
処理費（事業系一般廃棄物） 焼却処理	札幌市各清掃・破砕工場(全ての間接費対象外)	t	60				
処理費（建設副産物処理） 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等リサイクル施設)(10%)	t	38				
し尿処理（汲み取り）手数料	27Lあたり（標準仮設便所であれば27L以内）	回	1				
タンコロ・枝外買取	幹端材または枝条とする材長2.4m未満。土は極力除くこと（t：水分無調整重量）	t	1				
長材買取	材長2.4m 末口6～50cmの範囲内。（m3：空隙率50%換算）	m3	1				
合 計							

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理			式	1		
標準作業			式	1		
清掃・草刈			式	1		
清掃			式	1		
草刈			式	1		内-1号
樹木管理			式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤			式	1		内-3号
低木等管理			式	1		内-4号
高木剪定			式	1		内-5号
伐採			式	1		内-6号
抜根			式	1		内-7号
巡視点検			式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
				工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
	樹木冬囲い		式	1		内-9号
	歩道美化		式	1		
	花苗配布		式	1		内-10号
	鳥獣対応		式	1		
	カラス・ハチ		式	1		内-11号
	安全費		式	1		
	交通管理		式	1		内-12号
	区特有作業		式	1		
	樹木管理		式	1		
	樹木補植		式	1		内-13号
	その他作業		式	1		内-14号
	廃棄物処理		式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号	工事名	R6年度 東区公園及び街路樹等総合維持管理業務(西地区)【街路樹編】	当 初		事業区分	公園緑地整備・改修
					工事区分	街路樹維持管理
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要
廃棄物処理費			式	1		内-15号
直接工事費			式	1		
共通仮設費			式	1		
共通仮設費（率計上）			式	1		
純工事費			式	1		
現場管理費			式	1		
工事原価			式	1		
一般管理費等			式	1		
工事価格			式	1		
消費税等相当額			式	1		
工事費計			式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取りA	C50cm以下	本	116		単一 4号
樹木下枝取り		本	380		単一 5号
薬剤散布C	施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 6号
薬剤カプセル打込みB	街路樹 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	20		単一 7号
薬剤カプセル打込みF	半日程度の連続作業 対象樹木10本以上20本未満；薬剤支給	本	100		単一 8号
薬剤カプセル打込みH	1日以上連続作業 対象樹木20本以上；薬剤（支給品）	本	100		単一 9号
支柱結束A	二脚鳥居型；C30cm標準	本	1		単一 10号
支柱結束B	二脚鳥居型添木付；C30cm標準	本	1		単一 11号
支柱取付A-1	二脚鳥居型添木付；支給品	組	20		単一 12号
支柱取付B-1	二脚鳥居支柱A；支給品	組	20		単一 13号
丸太支柱	二脚鳥居支柱A 購入品（支柱取付B-2）	組	10		単一 14号
支柱撤去A	二脚鳥居型添木付 片付け含む	組	10		単一 15号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤	単価適用年月	2023. 11		
		歩掛適用年月	2023. 11		
		労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
支柱撤去B	二脚鳥居支柱A；片付含む	組	1		単一 16号
支柱撤去C	二脚鳥居支柱B；片付含む	組	1		単一 17号
支柱撤去D	二脚鳥居型；デッキウツド L=1. 8m	組	1		単一 18号
支柱補修A	購入品；支柱1本取替；L=1. 8m	組	1		単一 19号
支柱補修C	購入品；横木1本取替；L=0. 6m	組	1		単一 20号
支柱補修D	支給品；支柱1本取替；L=1. 8m	組	1		単一 21号
支柱補修F	支給品；横木1本取替；L=0. 6m	組	1		単一 22号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定	単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A	C≤30cm；人力；片付含む	本	9		単一 25号
街路樹木剪定B	30<C≤60cm；人力；片付含む	本	53		単一 26号
街路樹木剪定C	60<C≤90cm；人力；片付含む	本	136		単一 27号
街路樹木剪定D	90<C≤105cm；人力；片付含む	本	154		単一 28号
街路樹木剪定E	105<C≤120cm；人力；片付含む	本	125		単一 29号
街路樹木剪定F	120<C≤150cm；人力；片付含む	本	54		単一 30号
街路樹木剪定M	H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	112		単一 31号
街路樹木剪定N	H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 32号
街路樹木剪定O	H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 33号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
伐採A	15≦C<20cm	本	3			単一 34号
伐採B	20≦C<30cm	本	3			単一 35号
伐採C	30≦C<40cm	本	5			単一 36号
伐採D	40≦C<60cm	本	10			単一 37号
伐採E	60≦C<80cm	本	20			単一 38号
伐採F	80≦C<100cm	本	20			単一 39号
伐採G	100≦C<120cm	本	15			単一 40号
伐採H	120≦C<150cm	本	5			単一 41号
伐採I	150cm≦C	本	1			単一 42号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	摘要
抜根 A	C<30cm	本	1			単一 43号
抜根 B	30≦C<60cm	本	1			単一 44号
抜根 C	60≦C<90cm	本	1			単一 45号
抜根 D	90≦C<120cm	本	1			単一 46号
抜根 E	120≦C<150cm	本	1			単一 47号
抜根 F	150cm≦C	本	1			単一 48号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置D	低木；縄1回巻き；H=0.6m, W=0.3m；購入品	組	1		単一 50号
樹木冬囲い撤去D	低木；縄1回巻き；H=0.6m, W=0.3m	組	1		単一 51号
樹木冬囲い設置E	低木；縄2回巻き；H0.9m, W0.5m；購入品	組	1		単一 52号
樹木冬囲い撤去E	低木；縄2回巻き；H0.9m, W0.5m	組	1		単一 53号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	カラス・ハチ			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A	人力	箇所	7		単一 54号
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級、計画撤去	箇所	1		単一 55号
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級、計画撤去	箇所	1		単一 56号
カラスの巣撤去D	高所作業車22～23m級、計画撤去	箇所	1		単一 57号
カラスの巣撤去E	高所作業車を使用する緊急撤去	箇所	1		単一 58号
ハチの巣撤去		箇所	1		単一 59号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	交通管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2023. 11 2023. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
交通誘導警備員B	昼間勤務（交替要員無し）	人日	40		単一	60号
交通誘導警備員A		人日	6		単一	61号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	その他作業	単価適用年月	歩掛適用年月	労務調整-超過-規制	2023. 11
名称		規格	単位	数量	数量増減
高所作業車		12m級	日	32	単一 63号
高所作業車		18～18.5m級	日	1	単一 64号
高所作業車		22～23m級	日	1	単一 65号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	廃棄物処理費	単価適用年月	2023. 11		
		歩掛適用年月	2023. 11		
		労務調整-超過-規制	1.000-00000002000		
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
処理費(事業系一般廃棄物) 焼却処理	札幌市各清掃・破砕工場(全ての間接費対象外)	t	50		
処理費(建設副産物処理) 木くず 再生(剪定枝等)	札幌市ごみ資源化工場(剪定枝等リサイクル施設)(10%)	t	48		
タンコロ・枝外買取	幹端材または枝条とする材長2.4m未満。土は極力除くこと (t:水分無調整重量)	t	1		
長材買取	材長2.4m 末口6~50cmの範囲内。(m3:空隙率50%換算)	m3	1		
合 計					

令和6年度 作業数量表(西地区)

1.公園(西地区) 公園数54 街区48(うち町内会管理15) 近隣3 緑地3

種別	項目	規格	作業数量	単位	設計数量
清掃	清掃A	拾い集め型		m2	1,360,000
		年13回(元村・元町・子どものくに・すくらむ・さんさん・北光緑地・北園)	59,813	m2	777,569
		年6回	98,281	m2	589,686
	清掃B	春1回目 拾い+掃き	158,094	m2	158,000
	清掃C	秋の落葉 拾い+掃き		m2	316,000
		年2回	158,094	m2	316,188
草刈	草刈E	草丈10cm前後 ローターモア 片付け含む		m2	165,000
		年2回 ※1	82,646	m2	165,292
草刈	草刈I	モア:手刈/95:5 全片付け		m2	82,600
		年1回 ※1	82,646	m2	82,646
樹木管理	生垣刈込B	片付け含む			4,910
		年2回	2,152	m	4,304
		年1回	606	m	606
施設管理	砂場整正	異物除去;砂起こしt=200	839	m2	830
	テニスコートネット設置・撤去	元町	1	面	1
	除草B	花壇草取;手作業;普通		m ²	1,760
		年4回(北園・北光緑地)	442	m ²	1,768
巡視点検	公園巡視点検(昼間)			箇所	432
		年4回・冬期間	54	箇所	216
		年3回・夏期間	54	箇所	162
		年1回・融雪期間	54	箇所	54
施設冬囲い	水飲台冬囲い(開栓・閉栓含む)	設置・撤去;むしろ2枚	53	箇所	53
	遊具冬囲い	設置・撤去;ブランコ	58	箇所	58
	遊具冬囲い	設置・撤去;シーソー・その他遊具	12	箇所	12
	遊具冬囲い	設置・撤去;鉄棒	38	箇所	38
遊水路管理	遊水路清掃	14回	206	m2	200
	遊水路巡視	32日	1	箇所	1
	循環設備保守点検(大規模)	北光緑地	1	箇所	1
地区特有作業	手摺養生	北33条緑地	16	箇所	16
	防護マット	大学村の森緑地・北栄公園	2	箇所	2
	石標調査	西地区	54	公園	54

※1 管理形態欄「1※」および「2」。

2.街路樹(西地区) 路線数 58、路線距離 51.2km

種別	項目	規格	作業数量	単位	設計数量
清掃	清掃B	春1回目	22,325	m ²	22,300
	清掃	年1回	22,325	m ²	22,300
草刈	草刈L	刈払機:手刈/95:5 全片付け 年1回(元町中央15号線中央分離帯のみ2回)	16,332	m ²	16,300
高木剪定	街路樹木剪定A	年1回;幹周~30	9	本	9
	街路樹木剪定B	年1回;31~60	53	本	53
	街路樹木剪定C	年1回;61~90	136	本	136
	街路樹木剪定D	年1回;91~105	154	本	154
	街路樹木剪定E	年1回;106~120	125	本	125
	街路樹木剪定F	年1回;121~150	54	本	54
	街路樹木剪定M	年1回;H=12m程度	112	本	112
	街路樹木剪定N	年1回;H=18m程度	1	本	1
	街路樹木剪定O	年1回;H=22m程度	1	本	1
巡視点検	管理路線巡視	年13回	102.0	km	1,330
花苗配布	柗花壇用花苗配布		17,323	株	17,323

令和6年度 街路樹維持管理台帳(西地区)

整理番号	路線区分	路線番号	路線名	街路名	起点	終点	樹種	～30	～60	～90	～105	～120	～150	151～	合計	夏剪定	冬剪定	ヤゴ取	緑地帯区分	緑地帯面積	芝地面積	路線延長	巡視距離(13回)	備考
2004	30	0114	北光74号線		札幌環状線	北25条線	アオダモ			2	6	4	11	1	24	0	1	0	帯	107	107	120	240	
2005	00	9512	東3丁目線		北15条線	国道274号線	ブラタナス		1	3	25	1			30	1	0	0	樹・帯	683	431	1,750	3,500	
2006	00	9512					シラカバ								0	0	0	0						
2007	00	9511	東4丁目線		北15条線	北32条線	アオダモ	9	17	21	10	6	2		65	1	0	0	樹・帯	550	322	2,300	4,600	
2008	00	9511					イチョウ								0	0	0	0						
2009	00	9511					ブラタナス								1	1	0	0						
2010	00	9511					エンジュ			2					2	0	0	0						
2011	30	0003	東5丁目線		北15条線	国道274号線	ブラタナス			1	7	22	3		33	1	0	0	樹・帯	1,007	605	770	1,540	
2012	30	0003					ハドイ	3	21	15	2	1	1		43	0	0	0	帯			900	1,800	
2013	30	0003					ヤマハンノキ								2	2	0	0						
2014	00	9510	東6丁目線		北15条線	国道274号線	エンジュ	2	29	47	4				82	0	0	0	樹・帯	596	216	2,400	4,800	
2015	00	9510					アオダモ			16	15	1	2		34	1	0	0						
2016	00	9509	東7丁目線		北15条線	国道274号線	ブラタナス			6	42	70	6	1	125	1	0	0	樹・帯	429	46	2,100	4,200	
2017	00	9509					ニセアカシア								0	0	0	2						
2018	00	9509					サクラ			0					0	0	0	0						
2019	00	9900	真駒内篠路線	東8丁目・篠路通	北15条線	国道274号線	ニセアカシア		0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	樹	260	79	2,500	5,000	
2020	00	9900					エンジュ		22	41	3	1			67	0	1	0						
2021	00	9900					ヤマモミジ	36	16						52	0	0	0						
2022	30	0011	東10丁目線		札幌環状線	北31条線	ネグンドカエデ			0					0	0	0	2	帯	707	330	2,100	4,070	片側 130m
2023	30	0011					イチョウ		2	56	40	11			109	0	0	0						
2024	30	0560	東10丁目中線		北31条線	国道274号線	イチョウ		1	3	6	1			11	0	0	0				400	700	片側 100
2025	00	9514	東12丁目線		北17条線	北18条線	ヤマモミジ		5	6					11	0	0	0	帯	114	106	100	200	
2026	30	0013	東13丁目線		札幌環状線	北33条線	イチョウ	1	8	50	73	23			155	0	0	0	帯	690	346	2,250	4,500	
2027	30	0576	東13丁目中線		北33条線	国道274号線	イチョウ			1	4	5	1		11	0	0	0				170	340	
2028	30	0637	東14丁目北線	コミュニティ路線	北31条東線	北33条線	ナカマド	2		1	1				4	0	0	0	帯	235	122	200	400	
2029	30	0637					ヤマモミジ	2							2	0	0	0						
2030	30	0637					その他	7	9	1					17	0	0	0						
2031	30	1502	北32条東14中通1号線		東14丁目北線	北32条東14中通2号線	ヤマモミジ	9							9	0	0	0	樹	10	0	63	126	
2032	30	1503	北32条東14中通2号線		北32条東14中通1号線	中通1号線	ヤマモミジ	5							5	0	0	0	樹	13	13	53	106	
2033	30	2044	北27・28条東15丁目線		北28条中通南線	北28条東15丁目線	アスキナシ		6	7					13	0	0	0	樹	42	31	380	760	
2034	30	2032	北28条東15丁目線		北27・28条東15丁目線	北30条東線	アスキナシ	2	5	7					14	0	0	0		27	5			緑地帯区分以下No.2044に含む
2035	30	1817	北30条東15丁目線		北30条東線	北31条東線	ハドイ		2	1					3	0	0	0	帯	40	26	100	200	
2036	30	0016	東16丁目市界線	東15丁目・屯田通	札幌環状線	北26条線	ナカマド	11	15	2					28	0	0	0	樹・帯	225	225	2,500	5,000	
2037	30	0016					オハハダイジュ	1	54	47	1				103	0	0	0						
2038	30	0016	東16丁目市界線中央分離帯	東15丁目・屯田通			エゾノリソコ	0	0	0					0	0	0	0						
2039	30	0016					その他	0	0						0	0	0	0						
2040	30	0659	烈々布排水道線	東15丁目・屯田通	北26条線	国道274号線	オハハダイジュ	2	9	24	2				37	0	0	0						
2041	30	0659					ナカマド	13	21						34	0	0	0						
2042	30	0659	烈々布排水道線中央分離帯	東15丁目・屯田通			エゾノリソコ	0	0						0	0	0	0	中央分離帯	0	0			清掃・草刈の対象外
2043	30	0659					キンロウハイ	0							0	0	0	0						
2044	30	0150	東17丁目線	コミュニティ路線	北24条線	北26条線	その他	1	4						5	0	0	0	帯	103	94	250	500	西
2045	30	0150					ナカマド		1	2					3	0	0	0						
2046	30	0152	東18丁目線		北18条線	北26条線	ネグンドカエデ		7	15	1				23	1	0	2	樹・帯	472	183	1,250	2,500	
2047	30	0167	東19丁目線	コミュニティ路線	元町団地線	北24条線	その他	1	2	7	1				11	0	0	0	帯	81	72	350	700	
2048	30	0167					ナカマド		1	1					2	0	0	0						
2049	30	1291	元町北53号線		北26条線	国道274号線	ヤマハンノキ	0	1	3	4	1			9	0	0	0	樹	101	86	700	1,400	
2122	30	1291					ヤマモミジ	3	1						4	0	0	0	樹					
2050	30	1356	元町中央52号線		北24条線	元町北26号線	イチョウ		2	14	12	1			29	0	0	0	帯	235	146	350	700	
2051	30	0239	鉄東中央線	苗穂・丘珠通	札幌環状線	国道274号線	イチョウ	7	11	75	78	46	6		223	0	0	0	帯	1,561	1,376	1,900	3,800	ポリユームアップ 剪定M 106本
2052	00	9539	北16条線		東2丁目線	札幌環状線	イリアホブラ				2	1	6	2	11	1	0	2	樹・帯	226	158	650	1,300	
2053	00	9539					ナカマド	2	3	5					10	0	0	0						
2054	00	9539					キタコブシ								1	1	0	0						
2055	00	9539					ブラタナス							1	1	1	0	0						
2056	00	9539					ヤマモミジ	3							3	0	0	0						
2057	00	9541	北17条線		東5丁目線	東13丁目線	ニセアカシア	0							0	0	0	2	樹	438	367	400	800	
2058	00	9541					ネグンドカエデ			4	1				5	1	0	2	帯			250	500	
2059	00	9541					ヤマモミジ	1		8	3	1			13	0	0	0						
2060	00	9543	北18条線	北18条通	国道5号線	道道花畔札幌線	ニセアカシア				10	6			16	1	0	2	樹・帯	639	108	2,400	4,800	

整理番号	路線区分	路線番号	路線名	街路名	起点	終点	樹種	～30	～60	～90	～105	～120	～150	151～	合計	夏剪定	冬剪定	ヤコ取	緑地帯区分	緑地帯面積	芝地面積	路線延長	巡視距離(13回)	備考
2061	00	9543					エンジュ			1	1				2	0	0	0						
2062	00	9543					ヤマモミジ	44	25	23	6				98	0	0	0						
2063	30	1401	元町南17号線	北18条通	道道花畔札幌線	鉄東中央線	エンジュ			1					1	0	0	0		53	41			緑地帯区分以下No.9543に含む
2064	30	1401					ニセアカシア				2	1			3	1	0	2						緑地帯区分以下No.9543に含む
2065	30	1401					ヤマモミジ	5	1	2					8	0	0	0						緑地帯区分以下No.9543に含む
2066	00	9545	北19条線		幌北線	札幌環状線	イチョウ	1	1	28	15	1	1		47	0	0	0	帯	353	158	800	1,600	
2067	00	9545					ナカマド		1						1	0	0	0						
2068	00	9545					サクラ		1						1	0	0	0						
2069	00	9545					その他		2						2	0	0	0						
2070	00	9546	北19条中通線		東4丁目線	札幌環状線	イチョウ		6	10	17	2			35	0	0	0	帯	183	110	520	1,040	
2071	00	9547	北20条線		幌北線	札幌環状線	ヤマモミジ	6	8	13					27	0	0	0	帯	340	187	900	1,800	
2072	00	9548	北20条中通線		国道5号線	鉄東中央線	ヤチタモ		5	11	12	8	22	2	60	0	1	0	樹・帯	806	274	870	1,740	
2074	00	9548					イチョウ		4	1	95	41			141	0	0	0						
2075	00	9549	北21条線		幌北線	札幌環状線	アスキナシ		15	40	8	4			67	0	0	0	帯	582	218	630	1,260	
2076	00	9549					その他	1		1					2	0	0	0						
2077	00	9550	北21条中通線		幌北線	東4丁目線	ナカマド		3	3	1				7	0	0	0	帯	429	257	370	740	
2078	00	9550	北21条中通線	コミュニティ路線	東6丁目線	札幌環状線	その他		2	14					16	0	0	0	帯	618	325	250	500	
2079	00	9550					プラタナス						1		1	1	0	0						
2080	00	9550					ネグンドカエデ		0						0	1	0	2						
2081	00	9550					イチョウ			1					1	0	0	0						
2082	00	9551	北22条線		幌北線	鉄東中央線	ヤマモミジ	5	12	27	3	3			50	0	0	0	帯	615	128	630	1,260	
2083	00	9551					シジュ								0	0	0	0	樹・帯			1,680	3,360	
2084	00	9551					その他	1							1	0	0	0						
2085	00	9551					サクラ	2							2	0	0	0						
2086	00	9551					ナカマド	1							1	0	0	0						
2087	00	9552	北22条中通線		幌北線	東4丁目線	ナカマド		3	7	2				12	0	0	0	帯	467	212	370	740	
2088	00	9552	北22条中通線	コミュニティ路線	東6丁目線	札幌環状線	イチョウ		3	7	1				11	0	0	0	帯			250	500	
2089	00	9552					ナカマド			5	1	1			7	0	0	0						
2090	00	9552					ヤマモミジ		3	5					8	0	0	0						
2091	00	9552					サクラ			1	1	1			3	0	0	0						
2092	00	9553	北23条線		国道5号線	札幌環状線	ナカマド	7	1	2					10	0	0	0	帯	245	207	250	500	
2093	00	0089	道道札幌環状線	宮の森・北24条通	国道5号線	北24条線	ニセアカシア				0				0	0	0	2	樹			1,950	3,900	
2094	00	0089					ヤマモミジ	2	1						3	0	0	0						
2095	30	0006	北24条線	宮の森・北24条通	道道札幌環状線	道道札幌当別線	ヤマモミジ	40	108	15					163	0	0	0		566	235			緑地帯区分以下No.0089に含む
2096	00	9556	北25条線		元町中央50号線	鉄東中央線	ナカマド	7	0	3					10	0	0	0	帯	110	43	500	1,000	
2097	30	1324	元町中央20号線		鉄東中央線	花畔札幌線	ナカマド	3	1						4	0	0	0	帯	125	32	150	300	
2098	00	9557	北26条線		国道5号線	東16丁目市界線	ニセアカシア		0	0	0				0	0	0	2	樹・帯	479	152	1,950	3,900	
2099	00	9557					エンジュ			3					3	0	0	0						
2100	00	9557					ヤマモミジ	55	17	8	2	1			83	0	0	0						
2101	00	9557					サクラ		1						1	0	0	0						
2102	30	0665	元村西2号線	北26条線	東16丁目市界線	東18丁目線	ニセアカシア			0					0	0	0	2	樹・帯	105	72	280	560	
2103	30	0665					ヤマモミジ	9	5	1					15	0	0	0						
2104	30	0665					イタヤカエデ		1						1	0	0	0						
2105	00	9558	北27条線		国道5号線	真駒内篠路線	アスキナシ	1	16	25	10	1			53	0	0	0	帯	278	131	800	1,600	
2106	00	9558					エンジュ		1						1	0	0	0						
2107	30	1264	元町北26号線		元町北66号線	元町中央15号線	ナカマド								0	0	0	0	帯	130	37	383	766	
2108	30	1264					マルメロ・マツ								0	0	0	0						
2109	30	1319	元町中央15号線中央分離帯	コミュニティ路線	元町北53号線	札幌中学校前4号線	エゾヤマザクラ	28	16	12	7	2	2		67	0	0	0	中央分離帯	3,464	3,464	660	1,320	
2110	30	1319					その他	2	4	5					11	0	0	0						
2111	30	0035	北28条線		幌北線	真駒内篠路線	プラタナス		1	16	17	4			38	1	0	0	帯	343	209	770	1,540	
2112	30	0035					ナカマド			2					2	0	0	0						緑地帯区分以下No.0035に含む
2113	30	0039	北30条線		幌北線	烈々布排水道線	ナカマド	40	30	32	11	5	0		118	0	0	0	帯	592	193	1,800	3,600	
2114	30	1251	元町北13号線		烈々布排水道線	東18丁目線	ナカマド	1	4	2					7	0	0	0	帯	146	49	280	560	
2115	00	9559	北31条線		国道5号線	真駒内篠路線	イチョウ	4	7	2					13	0	0	0	帯	387	214	1,050	2,100	
2116	00	9559					ハルニレ	5	6	12	17	3			43	0	0	0						
2117	00	9559					サクラ	1		1					2	0	0	0						
2118	30	0714	北32条線		幌北線	真駒内篠路線	イチョウ		2	28	32	3			65	0	0	0	帯	437	107	900	1,800	
2119	30	0661	中通1号線	北33条線	真駒内篠路線	元町北53号線	イチョウ		7	63	46	20			136	0	0	0	樹・帯	435	106	1,430	2,860	
2120	30	0711	北33条東線		国道5号線	真駒内篠路線	イチョウ	2	3	9	33	4	4		55	0	0	0	帯	446	107	1,050	2,100	
2121	30	0711					カエデ類				1				1	0	0	0						
			合計			本数合計		396	603	936	695	307	69	9	3,015				緑地帯合計	22,325	12,868	51,129	102,028	

